第46回　定時株主総会招集ご通知

日　時

平成28年６月24日（金曜日）
午前10時
（受付開始　午前９時30分）

場　所

大阪府堺市堺区戎島町４丁45番１号
ホテル・アゴーラ リージェンシー堺
４階ロイヤルホール

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目　次

■第46回定時株主総会招集ご通知…… 1

■株主総会参考書類…… 5

第１号議案　剰余金の処分の件…… 5
第２号議案　定款一部変更の件…… 5
第３号議案　取締役８名選任の件…… 7
第４号議案　取締役賞与支給の件……10
第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件……10
第６号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件……10

■添付書類

事業報告……16
連結計算書類……32
計算書類……47
監査報告書……59

Nakamura
株式会社中村超硬
証券コード：6166

証券コード：6166
平成28年６月7日

株 主 各 位

大阪府堺市西区鶴田町27番27号
株 式 会 社 中 村 超 硬
代表取締役社長　井　上　　誠

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、後記（３～４頁）の「議決権行使についてのご案内」にて記載のとおり書面またはインターネットにより議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年６月23日（木曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　**平成28年６月24日（金曜日）午前10時00分（受付開始　午前９時30分）**
２．場　　所　**大阪府堺市堺区戎島町４丁45番１号**
ホテル・アゴーラ リージェンシー堺
４階ロイヤルホール
３．目的事項
報告事項
１．第46期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第46期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　取締役賞与支給の件
第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
第６号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以　上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎株主でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願いいたします。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nakamura-gp.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

1 株主総会に出席する場合

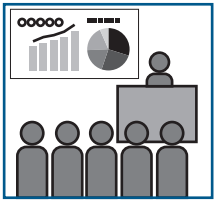

議決権行使書用紙を会場受付に提出

株主総会開催日時
平成28年6月24日(金)
午前10時

2 議決権行使書用紙を郵送する場合



各議案の賛否を表示のうえ投函

行使期限
平成28年6月23日(木)
午後5時30分
到着

3 インターネットによる議決権行使の場合
(パソコン、スマートフォン又は携帯電話)



議決権行使サイト
http://www.evote.jp/
にて各議案の賛否を入力

行使期限
平成28年6月23日(木)
午後5時30分
まで

インターネットによる議決権行使の詳細につきましては、次頁（４頁）の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご覧ください。

議決権行使サイトのシステム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1．議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）
※「ｉモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

（2）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（4）インターネットによる議決権行使は、平成28年６月23日（木曜日）の午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5．機関投資家の皆様へ（議決権行使プラットフォームについて）

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ＩＣＪが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　剰余金の処分の件

当社は株主の皆さまに対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

第46期につきましては、堅調に業績が推移したことから、期末配当は１株につき５円とさせていただき、また、平成27年６月24日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場したことから、１株につき５円の記念配当を加え、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき10円（うち、普通配当５円、記念配当５円）

総　額　　41,959,000円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月27日

第２号議案　　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）について、事業目的を一部追加するものであります。

（２）取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を２年から１年に短縮し、現行定款第20条（任期）について所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期調整に関する同条第２項の規定を削除するものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)ダイヤモンド、チタン、タングステン、モリブデン及びセラミックス等を使用した特殊精密部品及び各種工具の設計・製造・販売 (2)耐磨治工具、切削治工具、超硬治工具の設計・製造・販売 (3)医療用具の設計・製造・販売 (4)産業用及び医療用機械装置の設計・製造・販売 (5)電子材料等のスライス加工及びその加工物並びにそのスライス廃材の付加加工物の販売 (6)電子部品及びその周辺部材の洗浄サービス業務 （新　設） （新　設） (7)前各号に附帯関連する一切の業務 （略）	第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)ダイヤモンド、チタン、タングステン、モリブデン及びセラミックス等を使用した特殊精密部品及び各種工具の設計・製造・販売 (2)耐磨治工具、切削治工具、超硬治工具の設計・製造・販売 (3)医療用具の設計・製造・販売 (4)産業用及び医療用機械装置の設計・製造・販売 (5)電子材料等のスライス加工及びその加工物並びにそのスライス廃材の付加加工物の販売 (6)電子部品及びその周辺部材の洗浄サービス業務 (7)無機及び有機の各種化合物の開発・製造・販売並びに化合物の受託研究、受託合成、受託生産業務 (8)Si源を用いたセラミックス材料及びその応用製品の開発・製造・販売 (9)前各号に附帯関連する一切の業務 （略）
第20条（任期） 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。	第20条（任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削　除）

第３号議案　　取締役８名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（８名）は任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 井上（いのうえ）　誠（まこと） (昭和29年５月11日生)	昭和53年４月　ソニー㈱　入社 昭和58年12月　当社　入社 昭和62年３月　当社　専務取締役 平成７年４月　当社　代表取締役社長(現任) 平成20年４月　日本ノズル㈱　代表取締役社長 平成23年12月　中超住江デバイス・テクノロジー㈱ 代表取締役社長(現任) 平成25年２月　上海那科夢楽商貿有限公司　董事長 平成27年10月　日本ノズル㈱　代表取締役会長(現任)	300,920株
2	再任 川岸（かわぎし）悟史（さとし） (昭和46年10月26日生)	平成６年４月　㈱アイ・エム・シー　入社 平成11年４月　サンエス㈱　入社 平成12年７月　当社　入社 平成22年２月　当社　執行役員　技術開発部長 兼　超砥粒応用事業部長 平成22年６月　当社　取締役　超砥粒応用事業部長 平成26年６月　当社　取締役　事業本部長 平成27年６月　当社　常務取締役　事業本部長(現任) 平成27年10月　日本ノズル㈱　代表取締役社長(現任)	―
3	再任 増田（ますだ）宏文（ひろぶみ） (昭和42年12月４日生)	平成３年４月　㈱近畿銀行(現 ㈱近畿大阪銀行)　入行 平成15年３月　㈱ハークスレイ　入社 平成19年７月　当社　入社 平成26年５月　当社　経営統括部副部長 平成26年６月　当社　取締役　経営統括部長 平成26年７月　上海那科夢楽商貿有限公司　監事 平成28年３月　当社　取締役　管理本部長(現任) 平成28年３月　上海那科夢楽商貿有限公司　董事(現任)	―

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	再任 田植 啓之 (昭和42年９月５日生)	平成２年４月　㈱ダイエー　入社 平成13年７月　当社　入社 平成20年４月　日本ノズル㈱　取締役 平成25年４月　当社　超砥粒応用事業部副事業部長 平成25年４月　中超住江デバイス・テクノロジー㈱ 取締役　営業本部副本部長 平成26年６月　当社　執行役員　超砥粒応用事業部長 平成27年６月　当社　取締役　超砥粒応用事業部長(現任) 平成27年８月　中超住江デバイス・テクノロジー㈱ 取締役　製造本部長(現任) 平成28年３月　上海那科夢楽商貿有限公司　董事長(現任)	―
5	再任 吉武 理人 (昭和42年７月９日生)	平成２年４月　大阪ダイヤモンド工業㈱(現 ㈱アライドマテリアル)　入社 平成14年２月　当社　入社 平成19年７月　当社　実装事業部副事業部長 平成25年２月　上海那科夢楽商貿有限公司　董事 平成26年６月　当社　執行役員　高機能機器事業部長 平成27年６月　当社　取締役　高機能機器事業部長 平成27年10月　当社　取締役　高機能機器事業部長 兼　新規事業開発室長(現任)	―
6	新任 川口 晃 (昭和45年３月１日生)	平成６年４月　日立造船㈱　入社 平成15年10月　ネクストウェア㈱　入社 平成27年２月　当社　入社 平成27年７月　当社　経営統括部副部長 平成27年10月　日本ノズル㈱　取締役(現任) 平成28年３月　当社　管理本部副本部長(現任) 平成28年３月　上海那科夢楽商貿有限公司　監事(現任)	―
7	再任 社外 独立 京谷 忠幸 (昭和37年７月24日生)	昭和56年４月　日本タングステン㈱　入社 昭和61年４月　㈱岳将　入社 平成３年10月　㈱ピーエムティー　代表取締役社長(現任) 平成27年６月　当社　社外取締役(現任)	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	新任 社外 独立 大山 隆司（おおやま たかし） (昭和17年12月15日生)	昭和45年４月　奈良地方裁判所　判事補任官 昭和55年４月　神戸地方・家庭裁判所姫路支部　判事任官 昭和63年４月　札幌地方裁判所　部統括判事 平成３年４月　司法研修所　教官 平成７年４月　大阪地方裁判所　部統括判事 平成14年９月　京都地方裁判所　所長 平成17年５月　大阪地方裁判所　所長 平成19年１月　札幌高等裁判所　長官 平成20年４月　京都大学大学院法学研究科　教授	―

(注) 1．取締役候補者のうち京谷忠幸氏は、㈱ピーエムティーの代表取締役社長を兼務しており、当社子会社と同社との間で製品の売買取引がございますが、平成27年度における取引額の割合は当社グループの連結売上高の約0.24％であり、同社の売上高の約0.33％であるため、京谷忠幸氏の独立性に影響を及ぼすものではありません。その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．京谷忠幸及び大山隆司の両氏は社外取締役候補者であります。
京谷忠幸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、また、大山隆司氏については、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を備えており、同氏の就任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届け出をする予定であります。

3．社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由
京谷忠幸氏は、長年にわたり㈱ピーエムティーの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したためであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時において１年間であります。
大山隆司氏は、司法分野における豊富な経験と専門知識を有しており、当社の経営監督機能、コンプライアンス機能等をさらに強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はございませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

4．当社は京谷忠幸氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令で定める限度額の範囲としております。また、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
また、大山隆司氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令で定める限度額の範囲といたします。

5．京谷忠幸氏及び大山隆司氏は、当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。

6．京谷忠幸氏及び大山隆司氏は、当社の親会社等ではなく、また過去５年間に当社の親会社等であったこともありません。

7．京谷忠幸氏及び大山隆司氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。

8．京谷忠幸氏及び大山隆司氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
9．京谷忠幸氏及び大山隆司氏は、当社の親会社等、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

第４号議案　　取締役賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当事業年度末日時点の取締役のうち社外取締役以外の取締役６名に対し、取締役賞与総額1,000万円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額については取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第５号議案　　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される井上阿佐美氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
井上（いのうえ）　阿佐美（あさみ）	平成５年 ８月　当社取締役 平成14年10月　当社専務取締役 平成22年 ４月　当社取締役　　現在に至る

（注）当社役員退職慰労金規程における退職慰労金の算定基準は次のとおりであります。
（１）役位別の報酬月額に役位ごとの在任期間の年数を乗じ、さらに、役位別倍率を乗じて算出した金額の合計額とする。
（２）また在任期間については、在任期間に１年未満の端数がある場合は月割計算し、１ヶ月未満の端数がある場合は１ヶ月に切り上げる。

第６号議案　　ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条（当社取締役につき第361条）の規定に基づき、以下のとおり、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）ならびに当社及び当社子会社の従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

当社取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の発行は、取締役に対する金銭でない報酬に該当し、また、その額が確定していないため、当社取締役（社外取締役を除く）に割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する具体的な内容及び算定方法についても合わせてご承認をお願いするものであります。

なお、この新株予約権は、平成27年６月29日開催の第45回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬額（250百万円以内）とは別枠であり、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、当社取締役（社外取締役を除く）の員数は６名となります。

当社取締役に対する新株予約権は、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として割り当てられるストックオプションであり、また、会社業績及び業務執行の状況・貢献度などを基準として割り当てられるもので、その額が一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから、その額及び具体的内容は、当社取締役への報酬として相当なものであると考えております。

また、特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由及び新株予約権に関する事項は、以下のとおりです。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）ならびに当社及び当社子会社の従業員に対し、以下のとおり、新株予約権を発行するものです。

２．新株予約権発行に関する事項

（１）新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）ならびに当社及び当社子会社の従業員。

（２）新株予約権の目的である株式の数

新株予約権１個当たりの目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割（会社法第185条の普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　株式分割・株式併合の比率

ただし、以上の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

また、上記のほか、割当日後に付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において合理的な範囲で付与株式数を調整する。

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式30,000株を上限とする。このうち、当社取締役を付与対象とする新株予約権

を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は当社普通株式15,000株を上限とする。ただし、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

（3）新株予約権の数

発行する新株予約権は300個を上限とする。このうち、当社取締役を付与対象とする新株予約権は150個を上限とする。

（4）新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

（5）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後に、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規株式発行前の１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

（6）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権割当日後２年を経過した日から割当日後10年以内とする。

（7）新株予約権の行使の条件

① １個の新株予約権の一部行使はできない。

② 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役（社外取締役を除く）または当社もしくは当社子会社の従業員の地位を有しない場合、新株予約権の行使はできない。ただし、当社取締役会決議をもって特に認める場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が保有する新株予約権を相続する。ただし、当該相続人が、当該新株予約権者が死亡した日から１０か月以内に相続することを確定の上、当社に対して権利保有者変更手続を行わない限り、新株予約権の行使はできない。なお、当該相続人からの相続は認めない。

④ 新株予約権者が、国内もしくは国外の法令または当社、当社子会社もしくは当社関係会社が定める社内規則に違反し、当社がその違反を重大であると判断した場合、新株予約権の行使はできない。

⑤ 新株予約権の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をした場合、新株予約権の行使はできない。

⑥ その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

（8）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額

を減じた額とする。

（9）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

（10）当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

① 新株予約権者が新株予約権を行使できない条件に該当する場合、当社は、取締役会で別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併計画の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の議案、または当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

（11）組織再編行為に伴う取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併計画、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ．交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。

ⅳ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（5）に準じて決定する。

ⅴ．新株予約権を行使することができる期間

上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちのいずれか遅い日から、上記（6）に定める新株予

約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（8）に準じて決定する。

ⅶ．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

ⅷ．新株予約権の取得条項

上記（10）に準じて決定する。

ⅸ．その他の新株予約権の行使の条件

上記（7）に準じて決定する。

(12) 端数の扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 取締役に対する報酬等の具体的な算定方法及び新株予約権の公正価額の算定基準

取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権1個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日に在任する当社取締役（社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。

新株予約権1個当たりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されるものとする。

(14) 新株予約権のその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以　上

（添 付 書 類）

事 業 報 告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業収益を背景に設備投資や雇用情勢等においては緩やかな拡大基調が続きましたが、中国をはじめとする新興国経済の減速が顕在化したことにより、年度後半の景気には停滞感が見られました。また、円高の進行や個人消費の低迷等も重なり、今後の見通しも不透明な状況にあります。

このような状況下において、当社グループは、主力事業である電子材料スライス周辺事業を中心に、生産能力増強、製品競争力強化等に取り組み、収益力の向上に努めてまいりました。また、今後の継続的な成長を実現するために新規事業開発室を新設し、産官学連携を強力に推進する等、新規事業基盤の構築に向けた研究開発体制の強化を図ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は6,836百万円（前年同期比33.4％増）となりました。利益面におきましては、営業利益1,435百万円（前年同期比75.2％増）、経常利益1,440百万円（前年同期比55.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,221百万円（前年同期比13.4％増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 電子材料スライス周辺事業

電子材料スライス周辺事業においては、主要顧客に対する販売が計画通り推移するとともに、課題とする新規顧客開拓への取り組みにおいても、今後の取引量拡大に向け一定の成果を得ることができました。また、急拡大する顧客ニーズに応えるため生産能力増強等の取り組みを推進し、平成28年１月より新たに和泉第２工場（大阪府和泉市）を開設し、同工場において生産ラインの稼働を順次開始しております。さらに、沖縄県うるま市に新工場を開設し、平成28年12月からの生産開始を予定しております。

これらの結果、売上高は4,784百万円（前年同期比53.5％増）となり、セグメント利益は1,338百万円（前年同期比90.7％増）となりました。

② 特殊精密機器事業

特殊精密機器事業においては、工作機械向け耐摩工具の販売は堅調に推移したものの、当社顧客が扱う新型実装機の販売進捗遅れ等により実装機向け部品の販売が低調に推移いたしました。

その結果、売上高は679百万円（前年同期比4.6％減）となり、セグメント損失は２百万円（前年同期は２百万円のセグメント利益）となりました。

③　化学繊維用紡糸ノズル事業
化学繊維用紡糸ノズル事業においては、不織布等、高付加価値製品向けの各種ノズル、特殊加工品の納品が順調に進捗したことにより、売上・利益面ともに堅調に推移いたしました。
その結果、売上高は1,372百万円（前年同期比6.1％増）となり、セグメント利益は131百万円（前年同期比28.5％増）となりました。

事業の部門別売上高

事業別	売上高		構成比	
電子材料スライス周辺事業	4,784,926	千円	70.0	%
特殊精密機器事業	679,630		9.9	
化学繊維用紡糸ノズル事業	1,372,412		20.1	
合計	6,836,969		100.0	

（注）　上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は1,662,549千円で、その主なものは、次のとおりであります。

ダイヤモンドワイヤ製造設備関連　　1,476,207千円

(3) 資金調達の状況

当社は平成27年６月24日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により938,400千円、第三者割当増資（オーバーアロットメント）により458,095千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

中国をはじめとする新興国の経済成長の鈍化を端緒とする世界経済の悪化懸念などが、実体経済への影響も取り沙汰されるようになり、当社グループを取り巻く経営環境は、依然として不透明な状況であります。一方で、太陽電池等のエネルギー・環境関連分野の社会的重要性は高まっており、当社グループの担うべき役割もますます重要なものになっていくと考えております。

当社グループは事業環境の変化に柔軟に対応し、事業基盤を一層拡大していくため、以下の課題に取り組んでまいります。

① 研究開発力の強化
当社グループ各事業の持続的発展のためには、技術競争力に裏打ちされた様々な研究開発が必須であります。この研究開発力を基にしてスピーディな社会に役立つ製品開発を推し進め、「エネルギー」「環境」「医療」を事業領域の３本の柱として、次世代技術の研究開発をさらに進めてまいります。

② 生産力の強化
当社グループの属する市場は日々刻々と変化しております。こうした市場環境の変化に柔軟に対応するため、今後は海外現地生産も視野に入れた事業展開を図ってまいります。また、世界規模での市場環境の変化に対応した製品を常に供給できる生産体制の構築を進めてまいります。

③ 品質の向上
製品品質の向上と顧客満足度の向上を保証する品質管理体制の強化を継続するとともに、当社グループ各部門の連携をより強化することで、当社グループ全体の品質レベルを向上してまいります。

④ 営業力の強化
刻々と変化する市場環境に対応するために、適切な判断と迅速な行動を兼ね備えた営業力を強化してまいります。今後、アジア諸国を中心とした海外市場で大きな需要が見込まれることから、必要に応じて商社との協力関係を構築する等の方策を講じ、海外での営業力の強化にも努めてまいります。

⑤ 新しい販路及び取引先の拡大
当社グループは、特定の取引先との取引の依存度が高い状態にあります。当該状況を解消すべく、取引先の増加が重要なテーマであると認識しております。そのため、既存取引先との取引拡大に加え、新しい販路の開拓等、様々な取引先増加に向けた施策を実行してまいります。

⑥ 人材確保・育成
現在、当社グループの保有する熟練した生産技術を次の世代に確実に継承するだけでなく、革新的な技術獲得のために、今後の当社グループを担う中核的な人材の確保と育成が急務であると考えられます。それに合わせて、従業員の実績を適切に評価できる人事評価体制を整備し、経営環境の変化に対応できる人材教育体制の構築に取り組んでまいります。

⑦ 価格競争力の強化
価格競争力強化のためには、各種コストの低減が重要課題の一つであります。最適な調達体制・生産体制の構築と様々な生産技術力の強化に取り組み、「ものづくり」力の発展を目指してまいります。

⑧ 財務基盤の強化
当社グループは、事業の拡大に際して、設備投資資金を主として金融機関からの借入により調達してまいりましたので、有利子負債依存度が高い状態にあります。このため、経営基盤の強化を図るため、財務体質の改善が急務であると認識しており、有利子負債の圧縮と自己資本比率の向上に努めることで、より健全性の高い経営を目指してまいります。

⑨ 内部管理体制の強化
当社グループは、会社法、金融商品取引法及びその他法令を遵守するコンプライアンス体制を継続して強化していくとともに、内部牽制が機能する管理体制を構築することで、株主や取引先など、全てのステークホルダーの信頼に耐えうる組織を目指してまいります。

(5) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区　　分	平成25年３月期 第43期	平成26年３月期 第44期	平成27年３月期 第45期	平成28年３月期 (当連結会計年度) 第46期
売　　上　　高	4,453,055 千円	3,617,772 千円	5,123,469 千円	6,836,969 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）	△492,635 千円	△423,989 千円	1,077,151 千円	1,221,734 千円
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	△149.60 円	△128.75 円	327.10 円	308.37 円
総　　資　　産	8,992,306 千円	7,459,008 千円	7,995,836 千円	10,225,514 千円
純　　資　　産	1,776,411 千円	1,359,840 千円	2,443,828 千円	5,071,977 千円
１株当たり純資産額	539.45 円	412.95 円	742.13 円	1,208.79 円

（注）　１株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　　本　　金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
日本ノズル株式会社	48,000 千円	100 %	合成繊維用・化学工業用各種ノズル製造・販売

（注）　特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

事　　業	主　　要　　製　　品
電子材料スライス周辺事業	電子材料をスライス加工するための工具であるダイヤモンドワイヤ「ＤＩＮＡ－ＰＲＩＳＭ」の開発･製造・販売
特殊精密機器事業	ダイヤモンド、チタン、タングステン、モリブデン及びセラミックス等超硬素材を使用した特殊精密部品、耐摩耗治工具、切削治工具、超硬治工具、産業用機械装置の設計・製造・販売
化学繊維用紡糸ノズル事業	化学繊維用紡糸ノズル及び周辺部品、不織布用ノズル・同装置等の設計・製造・販売

(8) 企業集団の主要な営業所及び工場

① 当社

区分	所在地
本社	大阪府堺市西区
工場	大阪府和泉市（和泉工場Ｄ－Ｎｅｘｔ、和泉第二工場）

② 子会社

社名	所在地
日本ノズル株式会社	神戸市西区
上海那科夢楽商貿有限公司	中国　上海

(9) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
243名	42名増

(注) 1　従業員数は就業人員数であり、当社子会社以外への出向者は含まれておりません。
2　従業員数には、期末日現在の派遣社員51名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	632,504千円
株式会社りそな銀行	613,325
株式会社商工組合中央金庫	504,154
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	466,668
株式会社山陰合同銀行	453,890
株式会社三井住友銀行	312,500

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　13,000,000株
(2) 発行済株式の総数　4,195,900株
(3) 株主数　1,274名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	855,000株	20.38%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	334,100	7.96
株式会社ナカムラコーポレーション	329,000	7.84
井上　誠	300,920	7.17
井上　阿佐美	197,680	4.71
住江織物株式会社	194,600	4.64
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	185,900	4.43
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	95,700	2.28
井上　紘章	92,500	2.20
井上　絢哉	92,500	2.20

3．会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権
発行日	平成19年３月16日	平成20年７月18日	平成23年６月16日
区分	取締役 （社外取締役を除く）	取締役 （社外取締役を除く）	取締役 （社外取締役を除く）
保有者数（個数）	１名（４個）	１名（１個）	６名（47個）
目的となる株式の数	20,000株 （注）１	5,000株 （注）１	47,000株 （注）２
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
権利行使時１株当たりの行使価額	700円	1,000円	1,500円
権利行使期間	平成21年３月17日から 平成29年１月31日まで	平成22年７月19日から 平成30年７月18日まで	平成25年６月17日から 平成33年６月16日まで
新株予約権の行使の条件	（別記）	（別記）	（別記）

（注）１　新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、5,000株であります。
　　２　新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。

（別記）

・新株予約権の行使の条件

ⅰ．新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

ⅱ．新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

ⅲ．その他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

・その他取得の条件

ⅰ．当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

ⅱ．当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重　要　な　兼　職　の　状　況
井上　誠	代表取締役社長	日本ノズル㈱　代表取締役会長 中超住江デバイス・テクノロジー㈱　代表取締役社長
川岸　悟史	常務取締役　事業本部長	日本ノズル㈱　代表取締役社長
増田　宏文	取締役　管理本部長	
田植　啓之	取締役　超砥粒応用事業部長	上海那科夢楽商貿有限公司　董事長
吉武　理人	取締役　高機能機器事業部長 兼　新規事業開発室長	
井上　阿佐美	取締役　内部監査室長	
京谷　忠幸	取締役	
永田　鉄平	取締役	
中園　和義	監査役（常勤）	
松村　安之	監査役	
中川　雅晴	監査役	

（注）1　取締役 京谷忠幸、永田鉄平の両氏は、社外取締役であります。
2　監査役 中園和義、松村安之、中川雅晴の３氏は、社外監査役であります。
3　取締役 京谷忠幸ならびに監査役 中園和義、松村安之、中川雅晴の４氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4　社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況等につきましては、後記「(4) 社外役員に関する事項」に記載のとおりであります。
5　監査役 中川雅晴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6　当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
吉武　理人	取締役　高機能機器事業部長 兼　新規事業開発室長	取締役　高機能機器事業部長	平成27年10月１日
増田　宏文	取締役　管理本部長	取締役　経営統括部長	平成28年３月11日

7　三宅康雄氏は、平成27年６月29日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって、辞任により取締役を退任いたしました。
8　竹久健氏は、平成27年６月29日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	報　酬　等　の　額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (　1名)	132,582千円 (　1,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (　3名)	12,700千円 (　12,700千円)
合　　計	11名	145,282千円

(注) 1　当事業年度末現在の取締役の人員は、８名（うち社外取締役２名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、平成27年６月29日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名、監査役１名を含んでおり、また、無報酬の社外取締役１名、社外監査役１名が含まれるためであります。

2　上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金12,218千円を含んでおります。

3　上記報酬等の額には、平成28年６月24日開催の第46回定時株主総会において決議予定の取締役賞与10,000千円を含んでおります。

4　上記のほか、平成27年６月29日開催の第45回定時株主総会での決議に基づき、退任取締役１名に対して退職慰労金18,543千円を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取　締　役	京谷　忠幸	㈱ピーエムティー 代表取締役社長	当社と㈱ピーエムティーとの間に重要な取引その他の関係はありません。
取　締　役	永田　鉄平	住江織物㈱　執行役員 中超住江デバイス・テクノロジー㈱　取締役　営業本部長	住江織物㈱は、当社株式の4.64％を所有する大株主であり、当社と合弁会社設立に関する契約を締結しております。 また当社と中超住江デバイス・テクノロジー㈱との間には、製品の売買等の取引関係があります。
監　査　役	中園　和義		
監　査　役	松村　安之	弁護士　唯一法律事務所	当社と唯一法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
監　査　役	中川　雅晴	公認会計士　中川雅晴事務所 コンドーテック㈱　社外監査役	当社と中川雅晴事務所、コンドーテック㈱との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
取　締　役	京谷　忠幸	12回中12回 (100%)	—	当社の経営全般に対し助言・提言を行うほか、企業経営に関する豊富な知識・経験等に基づく観点から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
取　締　役	永田　鉄平	12回中11回 (92%)	—	当社の経営全般に対し助言・提言を行うほか、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監　査　役	中園　和義	17回中17回 (100%)	14回中14回 (100%)	議案の細目を確認するための質問を行うほか、留意すべき事項などについて適宜発言を行っております。
監　査　役	松村　安之	17回中17回 (100%)	14回中14回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監　査　役	中川　雅晴	12回中11回 (92%)	10回中10回 (100%)	主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注)　取締役 京谷忠幸及び永田鉄平の両氏ならびに監査役 中川雅晴氏については、平成27年６月29日の就任後に開催された取締役会及び監査役会のみを対象としております。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人の報酬等の内容	支　払　額
①　公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	29,000千円
②　公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	3,400千円
③　当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,400千円

（注）１　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

２　当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である新株発行に係るコンフォートレター作成について対価を支払っております。

３　当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制として、平成22年３月29日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議（平成27年５月15日の取締役会にて一部改定の決議）を行っており、概要は以下のとおりであります。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その運用状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。

② 監査役は、内部統制システムの整備と運用状況を含め、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。

③ 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置し、遵法精神に基づく企業行動ならびに社員行動の徹底を図るための重要事項を審議し、推進する。また、企業行動憲章を制定し、周知徹底することにより、当社グループ全役職員のコンプライアンスに対する意識の維持向上に努める。

④ 内部通報制度の整備
当社は、コンプライアンスに関する相談または不正行為等の通報の窓口として内部通報制度を整備し、内部通報制度の適切な運用を通じて、コンプライアンスに係る情報を全役職員から広く収集する。

⑤ 内部監査部門として業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査規程及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査計画、監査状況ならびに監査結果は、定期的に監査役に対して報告するとともに、監査結果を代表取締役社長に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、法令、定款及び社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧または謄写できるものとする。また、重要な開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で法令等に従い、適時かつ適切に開示する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループの事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。また、当該リスク管理の実効性を確保するためにリスク管理委員会を設置し、その体制を整備する。

② 事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について、必要な処置を講じる。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、意思決定の迅速化のため、業務分掌規程及び職務権限規程等の社内規程を整備し、権限、責任を明確にするとともに、重要事項については、取締役会の意思決定に資するものとする。

② 当社は、グループ企業に対し、当社の業務分掌、指揮命令系統及び意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。

③ 取締役は、年度計画及び中期経営計画に基づき、業務の進捗状況等を定期的に確認する。

④ 取締役会を毎月開催し、重要事項の決定及び各部における進捗状況報告等の業務報告を行う。

(5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社グループ企業全てに適用する行動指針として企業行動憲章を定め、当社グループ全体において遵法経営を実践する。

② グループ企業を統轄する部署を定め、グループ企業各社の業務を所管する事務部門と連携し、関係会社管理規程など関連規程に基づき、グループ企業各社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

③ 内部監査室が定期的に実施する内部監査により、子会社の業務が関係会社管理規程及び当社の経営方針に基づいて、適切に運営されていることを確認する体制とすることで、業務の適正を確保するものとする。

④ 当社は、グループ企業各社に対し、重要な案件に関する事前協議等、当社の関与を義務付けるほか、関係会社管理規程に定める一定の事項について、定期及び随時に当社に報告させるものとする。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役会からの独立性を確保するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査役に報告する。また、これに係わらず、監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

② 監査役に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止するとともに、グループ企業各社においてもその徹底を図る。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対応すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要問題点について意見を交換する。

② 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席できる。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。

③ 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告にかかる内部統制の体制を整備する。

（10）反社会的勢力との関係を遮断するための体制

① 当社グループは、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）との関係を一切遮断する。

② 当社グループは、反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を行う。

1. 反社会的勢力対応部署の設置
2. 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の構築
3. 外部専門機関との連携体制の確立
4. 反社会的勢力対応マニュアルの制定
5. 暴力団排除条項の導入
6. その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は17回開催され、取締役の職務執行の適法性の確保および適正性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外監査役が全てに出席いたしました。取締役会のほか、監査役会は14回、経営会議は12回開催いたしました。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、子会社監査役ならびに会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査を実施いたしました。

8．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

（注） 本事業報告の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**4,876,997**	**流動負債**	**2,435,752**
現金及び預金	2,799,807	支払手形及び買掛金	337,716
受取手形及び売掛金	744,340	短期借入金	625,000
商品及び製品	239,474	１年内返済予定の長期借入金	861,484
仕掛品	227,593	リース債務	37,658
原材料及び貯蔵品	382,697	未払金	100,851
繰延税金資産	134,973	未払法人税等	146,563
未収入金	58,295	賞与引当金	98,809
その他	289,815	役員賞与引当金	10,000
固定資産	**5,348,516**	受注損失引当金	1,571
有形固定資産	**4,688,510**	その他	216,095
建物及び構築物	1,636,693	**固定負債**	**2,717,785**
機械装置及び運搬具	1,497,049	長期借入金	2,104,002
土地	1,204,139	リース債務	76,742
リース資産	89,516	繰延税金負債	116,690
建設仮勘定	163,431	役員退職慰労引当金	160,859
その他	97,677	退職給付に係る負債	197,274
無形固定資産	**100,154**	資産除去債務	54,504
その他	100,154	その他	7,711
投資その他の資産	**559,851**	**負債合計**	**5,153,537**
投資有価証券	302,619	**(純資産の部)**	
関係会社株式	195,959	**株主資本**	**5,056,157**
その他	61,273	**資本金**	**2,005,122**
		資本剰余金	**703,247**
		利益剰余金	**2,347,787**
		その他の包括利益累計額	**15,819**
		その他有価証券評価差額金	△159
		繰延ヘッジ損益	1,090
		為替換算調整勘定	14,888
		純資産合計	**5,071,977**
資産合計	**10,225,514**	**負債・純資産合計**	**10,225,514**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,836,969**
売上原価		**4,108,886**
売上総利益		**2,728,082**
販売費及び一般管理費		**1,292,828**
営業利益		**1,435,254**
営業外収益		
受取利息	393	
受取配当金	50	
助成金収入	23,438	
業務受託料	33,840	
受取賃貸料	39,360	
保険解約返戻金	49,150	
その他	45,435	**191,668**
営業外費用		
支払利息	45,931	
持分法による投資損失	22,381	
為替差損	6,437	
業務受託原価	31,144	
賃貸収入原価	28,149	
株式交付費	27,863	
株式公開費用	8,433	
その他	16,558	**186,899**
経常利益		**1,440,023**
特別利益		
固定資産売却益	766	**766**
特別損失		
固定資産売却損	6,014	
固定資産除却損	4,354	**10,368**
税金等調整前当期純利益		**1,430,421**
法人税、住民税及び事業税	170,862	
法人税等調整額	37,824	**208,687**
当期純利益		**1,221,734**
非支配株主に帰属する当期純利益		**－**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,221,734**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,301,875	－	1,126,052	2,427,927
当期変動額				
新株の発行	698,247	698,247		1,396,495
新株の発行（新株予約権の行使）	5,000	5,000		10,000
親会社株主に帰属する当期純利益			1,221,734	1,221,734
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－
当期変動額合計	703,247	703,247	1,221,734	2,628,230
当期末残高	2,005,122	703,247	2,347,787	5,056,157

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△111	△988	17,001	15,901	2,443,828
当期変動額					
新株の発行					1,396,495
新株の発行（新株予約権の行使）					10,000
親会社株主に帰属する当期純利益					1,221,734
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△47	2,078	△2,113	△82	△82
当期変動額合計	△47	2,078	△2,113	△82	2,628,148
当期末残高	△159	1,090	14,888	15,819	5,071,977

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1．連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数　　３社

（連結子会社の名称）

・日本ノズル㈱

・上海那科夢楽商貿有限公司

・無錫力宏噴糸板貿易有限公司

2．持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社　１社

（会社等の名称）　中超住江デバイス・テクノロジー㈱

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海那科夢楽商貿有限公司及び無錫力宏噴糸板貿易有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

ａ．時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ｂ．時価のないもの……移動平均法による原価法

②　デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

③　たな卸資産

ａ．製品及び原材料……総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ｂ．商品及び仕掛品……個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法）ただし、仕掛品の一部は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ｃ．貯蔵品……最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。）
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

a． 建 物 及 び 構 築 物……７～50年

b．機械装置及び運搬具……２～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金
売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
なお、当連結会計年度末において貸倒引当金の残高はありません。

② 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

④ 受注損失引当金
受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度において将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ａ．ヘッジ手段……為替予約
　　ヘッジ対象……外貨建金銭債権及び外貨建予定取引
ｂ．ヘッジ手段……金利スワップ
　　ヘッジ対象……借入金

③ ヘッジ方針

先物為替予約取引については、デリバティブ管理規程に従い、外貨建取引の為替変動リスクをヘッジすることを目的としております。

借入金の変動金利リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ 有効性評価の方法

先物為替予約取引については、ヘッジ対象に対し同一通貨建てによる同一期日のものをそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについても、特例処理の適用要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

当社及び一部の子会社は、連結納税制度を適用しております。

5．会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び１株当たり情報に与える影響額はありません。

【連結貸借対照表に関する注記】

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

（1）担保に供している資産

現金及び預金	40,000千円
建物及び構築物	1,390,006千円
機械装置及び運搬具	5,284千円
土地	1,181,755千円
計	2,617,046千円

（2）担保に係る債務

短期借入金	405,000千円
１年内返済予定の長期借入金	439,175千円
長期借入金	1,175,218千円
計	2,019,393千円

2．有形固定資産の減価償却累計額

4,877,957千円

3．保証債務及び手形遡及債務等

（1）当社グループは次の関係会社の借入金残高に対して、債務保証を行っております。

中超住江デバイス・テクノロジー株式会社	44,546千円

（2）裏書譲渡高

受取手形裏書譲渡高	2,328千円

4．当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約にかかる借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,200,000千円
借入実行残高	625,000千円
差引額	575,000千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	4,195,900株

2．配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成28年６月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	41,959千円
②	１株当たり配当額	10円
③	基準日	平成28年３月31日
④	効力発生日	平成28年６月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	72,000株

【金融商品に関する注記】

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に増資や銀行借入によっております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、リース投資資産並びに未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、顧客の信用状況を定期的に把握するとともに、債権残高を随時把握することを通じてリスクの軽減を図っております。また、輸出取引に係る外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部について先物為替予約取引を利用してリスクヘッジを行っております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されており、時価を把握し、財務状況等を確認しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、すべて１年以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、主に固定金利で調達しております。償還日は最長で決算日後10年であります。

デリバティブ取引は、輸出取引の為替変動によるリスクの軽減を目的とする為替予約及び借入金の金利変動リスクの軽減を目的とする金利スワップを行っており、デリバティブ管理規程に従い事前に稟議決裁を受けた上で担当部門が実行及び管理を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「４．会計方針に関する事項（６）重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,799,807	2,799,807	－
(2) 受取手形及び売掛金	744,340	744,340	－
(3) 未収入金	58,295	58,295	－
(4) 投資有価証券	302,352	302,352	－
資産計	3,904,795	3,904,795	－
(1) 支払手形及び買掛金	337,716	337,716	－
(2) 未払金	100,851	100,851	－
(3) 未払法人税等	146,563	146,563	－
(4) 短期借入金	625,000	625,000	－
(5) 長期借入金（※１）	2,965,486	3,029,709	64,222
(6) リース債務（※２）	114,401	118,028	3,627
負債計	4,290,020	4,357,869	67,849

（※１） １年内返済予定の長期借入金を含めております。
（※２） １年内返済予定のリース債務を含めております。

(注) 1　金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式	関係会社株式
267千円	195,959千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

1．当社では、大阪府和泉市において、工場(土地を含む。)の一部を賃貸しております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
347,522千円	420,918千円

(注) 1　連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2　期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

【１株当たり情報に関する注記】

１株当たり純資産額	1,208円79銭
１株当たり当期純利益	308円37銭

【重要な後発事象に関する注記】

１．公募増資

当社は平成28年３月18日開催の取締役会決議において、以下のとおり新株式の発行を決議しており、平成28年４月12日に払込が完了いたしました。

（1）募集株式の種類及び数	当社普通株式　400,000株
（2）発行価格	１株につき4,720円
（3）払込金額	１株につき4,448.85円
（4）払込期日	平成28年４月12日
（5）配当起算日	平成28年４月１日
（6）資本組入額	１株につき2,224.43円
（7）発行価額の総額	1,888,000千円
（8）払込金額の総額	1,779,540千円
（9）資本組入額の総額	889,770千円
(10) 募集方法	一般募集
(11) 資金の使途	当社和泉工場Ｄ－Ｎｅｘｔにおけるダイヤモンドワイヤ製造設備の増設に伴う機械購入費用及び工事費用、また、ダイヤモンドワイヤの増産目的のため、平成29年３月期中に沖縄県うるま市に開設予定の新工場における機械購入費用並びに工事費用及び付随設備費（廃水処理システム及び監視システム等）の一部に充当する予定であります。

2．第三者割当増資

平成28年３月18日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出し（貸株人から借入れる当社普通株式60,000株の売出し）に関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議しており、平成28年４月26日に払込が完了いたしました。

（1）募集株式の種類及び数	当社普通株式　60,000株
（2）発行価格	1．公募増資（2）発行価格と同一であります。
（3）払込金額	1．公募増資（3）払込金額と同一であります。
（4）払込期日	平成28年４月26日
（5）配当起算日	平成28年４月１日
（6）資本組入額	１株につき2,224.43円
（7）発行価額の総額	283,200千円
（8）払込金額の総額	266,931千円
（9）資本組入額の総額	133,465千円
(10) 割当先	いちよし証券株式会社
(11) 資金の使途	1．公募増資（11）資金の使途と同一であります。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**4,030,432**	**流動負債**	**1,956,263**
現金及び預金	2,486,357	買掛金	224,146
受取手形	81,601	短期借入金	540,000
売掛金	466,705	１年内返済予定の長期借入金	725,888
商品及び製品	209,866	リース債務	31,173
仕掛品	106,746	未払金	77,133
原材料及び貯蔵品	236,967	未払費用	50,383
前払費用	19,820	未払法人税等	139,642
未収入金	58,131	前受金	516
繰延税金資産	119,131	預り金	7,159
未収消費税等	242,798	賞与引当金	69,259
その他	2,305	役員賞与引当金	10,000
固定資産	**4,820,700**	その他	80,962
有形固定資産	**3,805,932**	**固定負債**	**2,191,869**
建物	1,445,713	長期借入金	1,788,431
構築物	59,920	リース債務	60,857
機械及び装置	1,294,712	退職給付引当金	136,536
車輌運搬具	10,340	役員退職慰労引当金	152,101
工具、器具及び備品	50,525	資産除去債務	46,231
土地	722,147	その他	7,711
リース資産	83,205		
建設仮勘定	139,366	**負債合計**	**4,148,133**
無形固定資産	**75,511**	**（純資産の部）**	
ソフトウエア	71,817	**株主資本**	**4,703,000**
その他	3,693	**資本金**	**2,005,122**
投資その他の資産	**939,256**	**資本剰余金**	**703,247**
投資有価証券	300,267	資本準備金	703,247
関係会社株式	564,272	**利益剰余金**	**1,994,629**
出資金	500	利益準備金	10,000
長期前払費用	8,668	その他利益剰余金	1,984,629
繰延税金資産	16,640	固定資産圧縮積立金	38,367
保険積立金	12,481	繰越利益剰余金	1,946,261
その他	36,427	**純資産合計**	**4,703,000**
資産合計	**8,851,133**	**負債・純資産合計**	**8,851,133**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,438,703**
売上原価		**3,140,265**
売上総利益		**2,298,438**
販売費及び一般管理費		**1,018,701**
営業利益		**1,279,737**
営業外収益		
受取利息及び配当金	24,559	
経営指導料	22,675	
助成金収入	22,788	
業務受託料	33,840	
受取賃貸料	39,360	
保険解約返戻金	49,150	
その他	14,298	**206,673**
営業外費用		
支払利息	41,013	
為替差損	3,035	
業務受託原価	31,144	
賃貸収入原価	28,149	
株式交付費	27,863	
株式公開費用	8,433	
その他	15,785	**155,425**
経常利益		**1,330,984**
特別利益		
固定資産売却益	1	**1**
特別損失		
固定資産除却損	4,300	**4,300**
税引前当期純利益		**1,326,686**
法人税、住民税及び事業税	123,450	
法人税等調整額	31,163	**154,613**
当期純利益		**1,172,072**

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,301,875	－	－
当期変動額			
新株の発行	698,247	698,247	698,247
新株の発行（新株予約権の行使）	5,000	5,000	5,000
固定資産圧縮積立金の積立			
固定資産圧縮積立金の取崩			
当期純利益			
当期変動額合計	703,247	703,247	703,247
当期末残高	2,005,122	703,247	703,247

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金				株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	38,135	774,421	822,556	2,124,431	2,124,431
当期変動額						
新株の発行					1,396,495	1,396,495
新株の発行（新株予約権の行使）					10,000	10,000
固定資産圧縮積立金の積立		5,229	△5,229	－	－	－
固定資産圧縮積立金の取崩		△4,996	4,996	－	－	－
当期純利益			1,172,072	1,172,072	1,172,072	1,172,072
当期変動額合計	－	232	1,171,840	1,172,072	2,578,568	2,578,568
当期末残高	10,000	38,367	1,946,261	1,994,629	4,703,000	4,703,000

個別注記表

【重要な会計方針】

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のないもの ……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品及び原材料 ……総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 商品及び仕掛品 ……個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）ただし、超砥粒応用事業部の仕掛品については総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ 貯蔵品 ……最終仕入原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	7～31年
機械及び装置	2～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末において貸倒引当金の残高はありません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(4) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

なお、当事業年度末において受注損失引当金の残高はありません。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務（簡便法による事業年度末自己都合要支給額）を計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

4．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、適用要件を満たすため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　金利スワップ

ヘッジ対象　　借入金の利息

③ ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、特例処理の適用要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

当社は連結納税制度を適用しております。

5．会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類及び１株当たり情報に与える影響額はありません。

【貸借対照表に関する注記】

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

（1）担保に供している資産

現金及び預金	40,000千円
建物	1,214,393千円
構築物	44,552千円
機械及び装置	5,284千円
土地	722,147千円
計	2,026,378千円

（2）担保に係る債務

短期借入金	390,000千円
１年内返済予定の長期借入金	360,340千円
長期借入金	1,008,663千円
計	1,759,003千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　3,075,500千円

3．保証債務及び手形遡及債務等

（1）当社は次の関係会社の借入金残高に対して、債務保証を行っております。

中超住江デバイス・テクノロジー株式会社	44,546千円

（2）裏書譲渡高

受取手形裏書譲渡高	2,328千円

4．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	72,563千円
短期金銭債務	7,837千円

なお、区分掲記したものについては除いております。

5．当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約にかかる借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	900,000千円
借入実行残高	540,000千円
差引額	360,000千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	224,312千円
仕入高	82,173千円
営業取引以外の取引高	120,048千円

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	21,373千円
たな卸資産評価損	28,697千円
未払事業税	12,326千円
未払社会保険料	3,813千円
繰越欠損金	72,733千円
その他	9,898千円
小計	148,843千円
評価性引当額	29,711千円
合計	119,131千円
繰延税金資産（流動）の純額	119,131千円

繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	41,849千円
役員退職慰労引当金	46,573千円
研究用設備	513千円
資産除去債務	14,156千円
減損設備	2,709千円
関係会社株式	38,145千円
その他	132千円
小計	144,080千円
評価性引当額	99,007千円
合計	45,072千円
繰延税金負債（固定）	
資産除去債務に対応する除去費用	△11,032千円
固定資産圧縮積立金	△16,973千円
その他	△426千円
合計	△28,432千円
繰延税金資産（固定）の純額	16,640千円

【関連当事者との取引に関する注記】

1．子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	中超住江デバイス・テクノロジー㈱	大阪市中央区	310,000	シリコンウエハの製造・販売	直接所有 49.9	当社製品の販売及び設備等の賃貸 役員の兼任	業務受託料の受取（注１）	33,840	未収入金	3,045
							土地・建物・設備の賃貸料の受取（注２）	39,360	未収入金	3,542
子会社	日本ノズル㈱	神戸市西区	48,000	化学繊維紡糸ノズルの製造及び販売	直接所有 100.0	出資 役員の兼任	配当金の受取	24,000	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注）１　業務受託料については、業務内容を勘案の上決定しており、妥当な取引と判断しております。
　　２　賃貸料は近隣の取引情勢等に基づいて決定しております。

2．役員及び個人主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	井上　誠	－	－	当社代表取締役社長	被所有 7.2%	債務被保証	賃貸借取引に対する債務被保証（注）	－	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注）沖縄県のうるま地区賃貸工場の賃貸借契約に基づく賃貸料の支払いについて、当社役員である井上誠より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

【１株当たり情報に関する注記】

１株当たり純資産額	1,120円86銭
１株当たり当期純利益	295円83銭

【重要な後発事象に関する注記】

1．公募増資

当社は平成28年３月18日開催の取締役会決議において、以下のとおり新株式の発行を決議しており、平成28年４月12日に払込が完了いたしました。

（1）募集株式の種類及び数	当社普通株式　400,000株
（2）発行価格	１株につき4,720円
（3）払込金額	１株につき4,448.85円
（4）払込期日	平成28年４月12日
（5）配当起算日	平成28年４月１日
（6）資本組入額	１株につき2,224.43円
（7）発行価額の総額	1,888,000千円
（8）払込金額の総額	1,779,540千円
（9）資本組入額の総額	889,770千円
（10）募集方法	一般募集
（11）資金の使途	当社和泉工場Ｄ－Ｎｅｘｔにおけるダイヤモンドワイヤ製造設備の増設に伴う機械購入費用及び工事費用、また、ダイヤモンドワイヤの増産目的のため、平成29年３月期中に沖縄県うるま市に開設予定の新工場における機械購入費用並びに工事費用及び付随設備費（廃水処理システム及び監視システム等）の一部に充当する予定であります。

2．第三者割当増資

平成28年３月18日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出し（貸株人から借入れる当社普通株式60,000株の売出し）に関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議しており、平成28年４月26日に払込が完了いたしました。

（1）募集株式の種類及び数	当社普通株式　60,000株
（2）発行価格	1．公募増資（2）発行価格と同一であります。
（3）払込金額	1．公募増資（3）払込金額と同一であります。
（4）払込期日	平成28年４月26日
（5）配当起算日	平成28年４月１日
（6）資本組入額	１株につき2,224.43円
（7）発行価額の総額	283,200千円
（8）払込金額の総額	266,931千円
（9）資本組入額の総額	133,465千円
(10) 割当先	いちよし証券株式会社
(11) 資金の使途	1．公募増資（11）資金の使途と同一であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成２８年５月１２日

株式会社中村超硬
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　寺　田　勝　基　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　田　信　之　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社中村超硬の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中村超硬及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は平成28年３月18日開催の取締役会において公募及び第三者割当増資による新株式の発行を決議し、それぞれ平成28年４月12日及び平成28年４月26日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成２８年５月１２日

株式会社中村超硬
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　寺　田　勝　基　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　田　信　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社中村超硬の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は平成28年３月18日開催の取締役会において公募及び第三者割当増資による新株式の発行を決議し、それぞれ平成28年４月12日及び平成28年４月26日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書（謄本）

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、監査計画、監査の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門である監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

株式会社中村超硬　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　中　園　和　義　㊞

監　査　役（社外監査役）　松　村　安　之　㊞

監　査　役（社外監査役）　中　川　雅　晴　㊞

以　上

第46回定時株主総会会場ご案内図

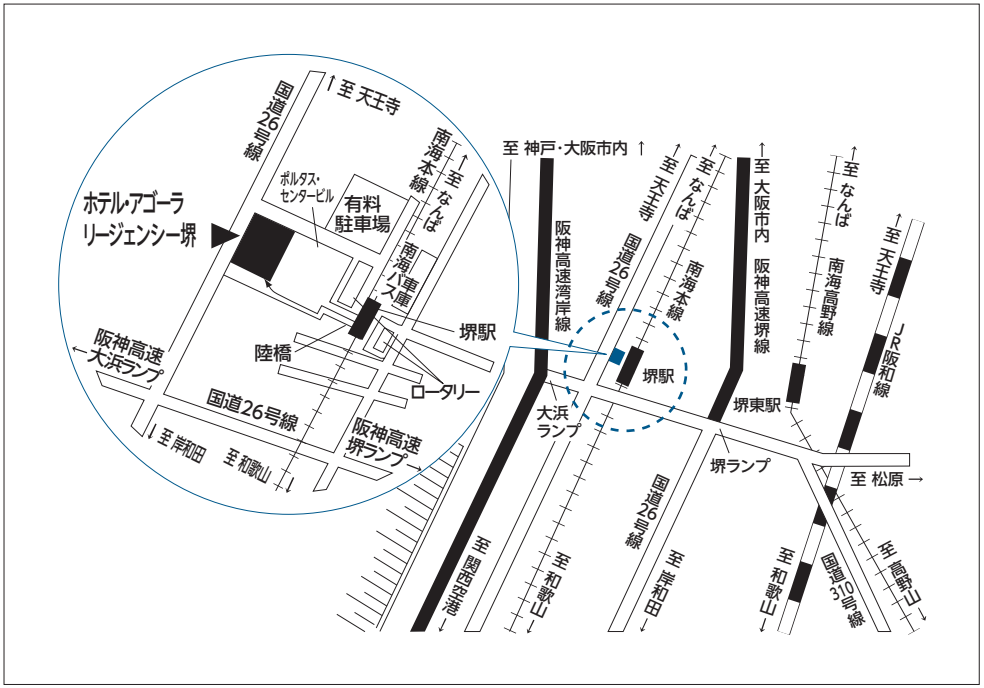

会場：大阪府堺市堺区戎島町４丁45番１号
ホテル・アゴーラ リージェンシー堺　４階ロイヤルホール

ご参考（会場までの交通）

最寄駅 南海電鉄南海本線 堺駅
(堺駅西口からホテル・アゴーラリージェンシー堺２階への連絡通路があります。)

Nakamura
株式会社 中村超硬
大阪府堺市西区鶴田町27番27号
http://www.nakamura-gp.co.jp/

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。